



# 令和5年度 堺市の障害児支援【詳細別紙】

参考資料 1

## ●各関係機関

- 区
保健センター
・・・
主に乳幼児健康診査を通し、障害および疾病を早期に発見し、早期療育につなげるための支援を行う機関。精神障害（発達障害を含む）、難病の方の障害福祉サービス・障害児通所支援（放課後等デイサービスのみ）の窓口。手帳の交付や手当の給付など、各種福祉制度の受付や相談を行います。母子健康手帳の発行を行い、妊娠期から切れ目ない支援を行います。
  
- 区
＜地域福祉課＞
・・・
知的障害・身体障害の方の障害福祉サービス・障害児支援の窓口。手帳の交付や手当の給付など、各種福祉制度の受付や相談を行います。
  
- 区
委
委
＜区障害者基幹相談支援センター＞
・・・
障害児（者）の相談窓口となる機関。情報収集・提供、地域の関係機関と連携しながら支援を行います。
  
- 区
＜家庭児童相談室＞
・・・
児童の様々な問題について、訪問や相談指導を行う地域の相談機関。子育て支援課に設置。
  
- 区
＜子ども相談所＞
・・・
児童福祉法による児童相談についての総合的・専門的処遇機関。虐待・養護・非行・育成相談、児童福祉施設への入所・措置決定、療育手帳の判定、心理職員の派遣（心理相談・2歳児相談・幼児教室）。
  
- 区
委
＜発達障害者支援センター＞
・・・
発達障害に関する支援の拠点として、本人や家族、関係機関職員等からの相談や情報提供、啓発研修等を行っています。
  
- 地
委
※一部
＜さかいっこひろば＞
・・・
堺東駅前ゾルノビル内にあり、子育てに係る不安感や負担感が軽減できるよう、子育て中の家庭が集まり、交流できる場。子育てに関する様々な悩みや発達に関する相談もできる。心理士：平日常駐。医師：週2回。12歳以下の子どもとその保護者。無料。
  
- 地
委
＜堺市社会福祉事業団＞
・・・

  - ・医療型児童発達支援センター
  - ・福祉型児童発達支援センター
  - ・療育の窓 おおぞら
・・・

  - ・児童発達支援と治療を行う施設。第1もず園、第1つぼみ園。
  - ・児童発達支援を行う施設。第2もず園、第2つぼみ園。毎日通園、並行通園クラスあり。
  - ・就学前を対象にしたためだか親子教室、児童発達支援センター等の利用相談、診療所の受付窓口。
  
- 本
＜幼保運営課＞
・・・
特別支援保育に関する統括業務。
  
- 本
＜障害支援課＞
・・・
障害児者支援に関する統括業務。
  
- 本
＜教育委員会＞
・・・
市立の幼稚園、小中高等学校、支援学校に関する業務の窓口となる機関。
  
- 地
＜教育センター＞
・・・
児童生徒の教育相談機関。小中学生の性格や行動、発達に関する問題についての相談窓口。堺市教育文化センター（ソフィア・堺）、人権ふれあいセンターの2か所。
  
- 地
民
＜児童発達支援事業所＞
・・・
児童発達支援を行う指定事業所。
  
- 地
民
＜放課後等デイサービス事業所＞
・・・
小・中・高校・特別支援学校に通う障害児を対象に放課後等デイサービスを行う指定事業所。
  
- 地
民
＜障害児相談支援事業所＞
・・・
障害児相談支援を行う指定事業所。

## ●各事業

- 保健センター
・各種申請事務
  
- a.小児慢性特定疾病
・・・
子どもの慢性疾病で治療期間が長く医療費負担が高額となるものの内、厚生労働大臣が定める788疾病を指す。医療費の自己負担分の一部が助成制度の対象となる。新規申請は18歳未満が対象。
  
- ・乳幼児健康診査
- b.乳児一般健康診査（前期・後期）
・・・
生後1～3か月時（前期）と9～11か月時（後期）に各1回、大阪府内の協力医療機関で一般健康診査を実施しています。
- c.4か月児健康診査
・・・
首がすわる・歩く等の重要な発達の節目となる時期として重要であり、保護者と共に発育・発達の状況を確認します。育児状況や愛着形成を含め、親子の健康状況の確認の場でもあります。
- d.1歳6か月児健康診査
・・・
歩く・話す等を始める心身ともに成長が著しい時期として重要であり、保護者と共に発育・発達の状況を確認します。むし歯予測検査やフッ素塗布など歯科健診やその指導も合わせて実施します。
- e.3歳児健康診査
・・・
3歳6か月児を対象に実施し、社会性の発育・発達の確認、尿検査や視力・聴力等疾病の早期発見の場としても重要です。歯科健診の実施や歯みがき指導も合わせて実施します。
  
- ・乳幼児健康診査のフォローアップ
- f.乳幼児精密健康診査
・・・
市が実施する健康診査の結果、精密検査が必要な乳幼児対象に、協力医療機関で精密検査を行います。有効期間あり。
- g.すくすく健診
・・・
乳幼児健康診査を通じて経過観察等が必要な児に対して、保健センターにおいて発育・発達の状況を確認し、また育児支援を行います。
- h.心理相談（発達相談）
・・・
乳幼児健康診査や転入面接等を通じて経過観察等が必要な児に対して、保健センターにおいて心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を行います。
- i.2歳児相談
・・・
主に1歳6か月健康診査を通して必要な児に対して、保健センターにおいて心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を行います。

〈子育て支援課〉

j.自立支援医療（育成医療）

- ・・・身体上に障害があり、将来障害を残すとみられる児童で、指定医療機関における手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象に、医療に要した費用を所得に応じて公費負担します。

〈保健センター、家庭児童相談室〉

k.在宅乳幼児親子教室

- ・・・発達に課題がある子どもと保護者の経過観察又は集団指導の場。各区保健センターで実施。スタッフは、保健師・家庭児童相談員・心理士・保育士（公立こども園）など。月1回の実施。



〈堺市社会福祉事業団〉

l.めだか親子教室

- ・・・主に2～3歳児のお子さんを対象に、発達上、何らかのつまづきや課題がある子どもとその保護者に対して支援を行います。月3回（前期・後期制）の実施で、北・南教室の2か所、1クラス定員は12人。

〈堺聴覚支援学校〉

・聴覚支援センター

m.早期教育相談

- ・・・聴覚障害が発見された就学前幼児（0歳～5歳児）の保護者に対し、情報提供や相談・支援を行います。

〈大阪南視覚支援学校〉

n.教育相談

- ・・・0～5歳の視覚に障害がある乳幼児とその保護者を対象に、定期的な教育相談の他、交流保育や親子教室などを行います。

〈幼保運営課〉

o.地域発達支援教室

（きらきらクラブ）

p.巡回訪問支援

- ・・・主に1～2歳児の、発達に何らかのつまづきや課題がある子どもとその保護者に対して、就園前の集団経験の場を提供し、育ちの支援を行います。前期・後期制の各クール6回。各区公立認定こども園にて実施（東・美原は合同）。定員はおおむね5人程度。
- ・・・幼保運営課の特別支援保育・発達・心理担当職員（各区1名を公立こども園に配置（美原・東で1名））が公・民全こども園等を巡回訪問し、特別支援保育等で入所している児童の障害や発達の理解と援助方法、障害児の保護者の理解や協力等について施設と共に検討し、健常児と共に育ちあう円滑な特別支援保育を目指しています。



〈障害支援課〉

q.4・5歳児発達相談

- ・・・4歳児の子どもを対象に、専門の小児科医師による問診・診察、心理士による子どもの行動観察を行います。必要な場合は病院や他機関への紹介、ペアレントトレーニングなども行います。

〈教育委員会〉

r.就学相談

s.発達障害児等専門家派遣

t.堺市幼稚園巡回相談事業

- ・・・地域の学校で障害のある幼児・児童・生徒についての就学・進学などに関する相談を行います。
- ・・・公立幼稚園で発達障害等により特別な支援を要する幼児について、個に応じた指導の一層の充実を図るため、教職員及び保護者等に対し、発達障害に関する専門的な知識・技能を持つ専門家による指導助言を行っています。
- ・・・発達に課題のある園児や幼稚園での活動等について支援・配慮を必要とする園児への個に応じた指導を支援し、すべての園児が安心できる集団づくりを進めるため、専門家による巡回相談を行います。園児への指導方法や配慮すべき内容等を教員に直接指導・助言する機会を持つことにより、障害のある園児の園での受け入れを促進するとともに、組織的に支援できる園内体制を確立し、幼児の特性に応じた発達を保障することを目的としています。

u.支援学校センター的機能活用

- ・・・支援学校に派遣した自立活動アドバイザー（言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士）と連携し、専任配置した支援学校特別支援教育コーディネーターが中心に、公立幼稚園での事例相談や教員研修を実施しています。



v.放課後児童健全育成事業

- ・・・のびのびルーム（71か所で開催。小学校内専用ルームや共用教室等を活用し、1～6年生の留守家庭児童を優先に放課後の自主学習等を指導員の支援のもと行います。）、放課後ルーム（市内4か所の小学校内で実施。4～6年生を対象に、学習アドバイザーや指導員が基礎的知識や技能の習得を支援し、学習の習慣づけを行います。）、堺っ子くらぶ（21か所にて実施。1～6年生の全ての児童を対象に、遊び・体験・交流・生活の場を提供し、のびのびルーム機能を併せ持った事業として行っています。）があり、いずれの事業も必要に応じて障害等のため配慮を要する児童の受入等に伴う業務従事者の追加配置を実施しています。



〈障害支援課〉

w.障害児支援等関係機関連絡会

x.障害児等療育支援事業

- ・・・各区ごとに設置。関係機関間の情報共有、ケースの検討と機関連携を推進する。
- ・・・障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活をささえるため、訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行います。令和3年4月現在、7法人。



〈その他〉

※通所受給者証が必要

A.児童発達支援

B.放課後等デイサービス

C.保育所等訪問支援

D.居宅訪問型児童発達支援

E.障害児相談支援

- ・・・日常生活における基本的な動作の指導、知能や技能の習得、集団生活への適応訓練などを行います。
- ・・・学校に通う障害児を対象に、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や地域交流の機会などを提供します。
- ・・・専門的な支援の技術をもった訪問支援専門員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援やスタッフへの指導などを行います。
- ・・・重症心身障害児など外出することが困難な障害児の居宅を訪問し、児童発達支援・放課後等デイサービスを提供します。
- ・・・相談支援専門員が障害児通所支援の障害児支援利用計画案を作成し、サービス利用状況のモニタリングを行います。

(注釈)



・・・各区役所



・・・本庁



・・・委託事業



・・・地域



・・・健康福祉プラザ



・・・民間